○環境省告示第五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十四条第一項第三号イの規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十四条第一項第三号の規定による地下水の水質検査の方法を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年一月二十七日　環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十四条第一項第三号の規定による地下水の水質検査の方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十九条第三号ニ(1)の規定に基づき、事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない廃棄物の要件を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年一月二十七日　環境大臣　細野　豪志

事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない廃棄物の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十九条第三号ニ(1)の環境大臣が定める要件は、日本工業規格K〇〇五八―一に定める方法により作成した当該廃棄物に係る検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム百三十四及びセシウム百三十七が検出されないこととする。

○近畿地方整備局告示第一一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
淡路市岩屋字神前八七七番六から同市岩屋字田ノ代二八三七番五まで	前	七・八九～一一・三二メートル	〇・七〇二キロメートル
	後	一〇・五〇～一五・七八メートル	〇・七〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府船井郡京丹波町豊田向台八三番二から同町豊田下川原三番七まで	前	一二・七〇～三〇・二〇メートル	〇・一七九キロメートル
	後	一二・七〇～三〇・二〇メートル	〇・一七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　中播都市計画道路事業三・四・十二号龍野線

三　事業施行期間　自平成二十四年一月二十七日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県揖保郡太子町鵤字城山前及び字八幡分地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　20

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構トラスト

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	森本　哲

(2)　変更年月日

平成二十四年一月五日

○近畿地方整備局告示第十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月二十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

アール・イー・ジャパン株式会社